

一般社団法人 日本接着歯学会
専門医制度施行細則

第1章 総 則

(運 営)

第1条 一般社団法人日本接着歯学会専門医制度規則（以下「規則」という.）の施行にあたって、規則に定めた事項以外は、日本接着歯学会専門医制度施行細則（以下「細則」という.）に従って運営する。

(専門医の名称)

第2条 一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という.）の制定する専門医を接着歯科治療専門医（以下「専門医」という.）と呼称する。

(研修会)

第3条 専門医認定委員会（以下「委員会」という.）は、専門医の学識向上のため認定研修会（以下「研修会」という.）を開催する。

2 研修会の開催は、年1回以上とする。

3 すべての本会会員は、研修会に参加し、所定の単位を取得することができる。

第2章 申請書類

(申請書類等)

第4条 委員会に提出する申請書等の書類は、本会の定めた様式を使用する。

(専門医認定の申請)

第5条 本会専門医の認定を申請する者は、申請料（審査料を含む.）を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定資格申請書（1号様式）
- (2) 履歴書（2号様式）
- (3) 本会会員歴証明書（3号様式）
- (4) 研修単位表（4号様式）
- (5) 接着歯学に関する業績目録（5-1及び5-2号様式）
- (6) 日本国歯科医師免許証（複写）
- (7) 症例報告書（6-1、6-2及び6-3号様式）
- (8) 認定研修証明書（7号様式）

(指導医認定の申請)

第6条 指導医の認定を申請する者は、申請料（審査料を含む.）を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医認定資格申請書（8号様式）
- (2) 履歴書（2号様式）
- (3) 本会専門医歴証明書（9号様式）
- (4) 接着歯学に関する研究論文目録（10号様式）

(専門医認定研修施設指定の申請)

第7条 本会の専門医認定研修施設（以下「研修施設」という.）の指定を申請する者は、申請料（審査

料を含む.)を添え、本会の定める指定申請書及び研修施設申告書を委員会に提出しなければならない。
(13及び14号様式)

(専門医資格の更新申請)

第8条 専門医資格の更新を申請する者は、申請料(審査料を含む.)を添え、次の各号に定める申請書類を専門医認定期限から遡り1年から6カ月前までに委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医資格更新申請書(11号様式)
- (2) 研修単位表(4号様式)
- (3) 接着歯学に関する業績目録(5-1及び5-2号様式)

(指導医資格の更新申請)

第9条 指導医資格の更新を申請する者は、前条の専門医資格更新申請書類に加え、指導医資格更新申請書(12号様式)の提出によって更新されるものとする。

2 指導医資格の初回認定期限は、資格取得時の専門医認定期限とする。

(研修施設指定の更新申請)

第10条 研修施設指定の更新を申請する指導医は、申請料(審査料を含む.)を添え、5年毎に本会の定める更新申請書及び研修施設報告書を委員会に提出しなければならない。(15及び16号様式)

(専門医、指導医又は研修施設の喪失資格の復活)

第11条 専門医、指導医又は研修施設の喪失資格の復活を申請する者は、細則第18条に定める申請料(審査料を含む.)を添え、本会の定める申請書類を委員会に提出しなければならない。ただし、提出する様式は委員会が指定する。

第3章 研修単位及び業績の認定

(本会の認める他の学会、他の研修会及び学術刊行物)

第12条 本会の認める他の学会、他の研修会及び学術刊行物とは、以下のよう定める。

- (1) 本会の認める他の学会とは、日本学術会議に登録している専門学会又は本会の認める国際学会をいう。また、他の研修会とは、日本歯科医師会生涯研修事業で認められている研修会・講演会をいう。
- (2) 本会の認める学術刊行物とは、本会発行の学会雑誌「接着歯学」及び「Dental Materials Journal」のほか、大学若しくは日本学術会議に登録している専門学会の発行する雑誌、又は本会の認める国際学会の学術雑誌をいう。
- (3) 理事会の認めた共催あるいは併催の学会若しくは研修会等は、本会若しくは本会認定研修会等と読み替える。

(研修単位)

第13条 研修単位を次のとおり定める。

- (1) 一般社団法人日本接着歯学会の学会活動
 - 本会学術大会参加 1 開催 10 単位
 - 本会認定研修会参加 1 開催 6 単位
 - (委員会が認めたセミナー及びシンポジウムを含む)
 - 委員会が認めた学術大会プログラム 1 開催 6 単位
 - 本会での発表(筆頭演者) 1 回 10 単位

(共同演者)	1回 5単位
本会での症例発表 (筆頭演者)	1回 10単位
(共同演者)	1回 5単位
本会発行の学術刊行物発表論文 (筆頭著者)	1編 10単位
(共同著者)	1編 5単位
本会発行の学術刊行物症例報告 (筆頭著者)	1編 10単位
(共同著者)	1編 5単位
(2) 他の学会における活動	
日本歯科医学会総会 (学術大会) 参加	1開催 3単位
他の学会又は他の学会の研修会参加	1開催 1単位
他の学会における接着歯学関連事項の報告, 論文発表	1編 1単位
他の接着歯学関連の研修会参加	1開催 1単位
(3) 教育	
教育施設での接着歯学関連の講義	1施設 4単位
	(年間8単位を限度とする.)
(4) 学術講演	
歯科医師会等での接着歯学関連の学術講演	1回 4単位
	(日本歯科医師会生涯研修事業として認められているものに限る. なお, 年間8単位を限度とする.)
(5) 接着歯学に関連する領域の症例報告 (更新申請時に算定可)	
術後経過3年以上の長期症例	1症例 6単位
術後経過3年未満の短期症例	1症例 3単位
	(更新期間内に従事した長期症例及び短期症例あわせて15単位を限度とする.)
	(専門医認定の申請に定める研修単位)
第14条 専門医認定を新規に申請する者は, 申請時まで細則第13条に定める研修単位を50単位以上取得していなければならない. また, 細則第13条第1号に係る研修単位は25単位以上取得していなければならない.	
	(研修施設において取得すべき業績)
第15条 専門医認定を新規に申請する者が研修施設において取得すべき業績は, 次の各号を全て満たさなければならない.	
(1) 研修施設において通算5年以上の認定研修を修了すること. ただし, 研修施設ではない場合, あるいは認定研修と同等以上の研修を行った場合には, 委員会で承認されればその限りではない.	
(2) 接着歯学に関連する論文を1編以上, 本会発行の学会雑誌「接着歯学」若しくは「Dental Materials Journal」に発表すること. ただし, 症例報告の場合は「接着歯学」に筆頭著者として発表すること.	
(3) 接着歯学に関連する発表 (口頭あるいはポスター)を1回以上, 本会学術大会で行うこと. た	

だし、症例報告の場合は筆頭演者として発表すること。

(専門医資格の更新申請に定める研修単位)

第 16 条 専門医資格の更新を申請する者は、専門医認定期限から遡り 5 年間に細則第 13 条に定める研修単位を 50 単位以上取得していなければならない。また、細則第 13 条第 1 号に係る研修単位は 25 単位以上取得していなければならない。

(研修単位の変更)

第 17 条 専門医認定期間中に取得単位数に変更があったときは、資格取得時または更新時に定められていた単位を資格の認定期間中適用する。ただし、細則第 16 条に定める取得すべき研修単位数が軽減される場合には、変更後の単位数を適用する。

第 4 章 申請料等

(申請料等)

第 18 条 申請料等は、以下のように定める。

- (1) 専門医、指導医認定及び研修施設(規則第 7 条第 1 号を除く。)指定の申請料(審査料を含む。)は 1 万円
- (2) 専門医認定試験の受験料は 3 万円
- (3) 専門医、指導医及び研修施設(規則第 7 条第 1 号を除く。)の登録料は 3 万円
- (4) 専門医資格及び研修施設(規則第 7 条第 1 号を除く。)指定の更新申請料(審査料を含む。)は 2 万円。ただし、指導医資格の更新申請料は専門医資格の更新申請料に含まれる。
- (5) 規則第 18 条第 3 項における専門医又は指導医の喪失資格の復活に係る申請料(審査料を含む。)は 2 万円、登録料はそれぞれの資格につき 3 万円、第 4 項における専門医又は指導医の喪失資格の復活に係る申請料(審査料を含む。)はいずれも 2 万円、受験料は 2 万円、及び登録料はそれぞれの資格につき 3 万円
- (6) 規則第 7 条第 1 号に該当する研修施設指定の新規申請料・更新申請料(審査料を含む。)及び登録料は免除とする。
- (7) 規則第 20 条第 2 項における研修施設の喪失資格の復活に係る申請料(審査料を含む。)及び登録料は新規指定の申請に準ずる。

第 5 章 その他

(財 務)

第 19 条 委員会の運営にかかわる財務は、本会の会計業務に含む。

(専門医、指導医又は研修施設の不正行為等に伴う処分)

第 20 条 専門医又は指導医が不正行為等により本会の信用を傷つける行為を行ったと理事会が判断した場合は、理事会は必要な措置又は処分を行う。

2 前項の事態が起きたときは、速やかに認定委員会の中に調査委員会を設け、事実が確認されたら必要な措置又は処分内容を審議し、理事会に報告する。なお、調査過程において、調査の対象となった専門医又は指導医には、十分な弁明の機会が与えられなければならない。

3 処分内容は、以下に定める。

- (1) 専門医、指導医の資格剥奪(再受験不可)
- (2) 専門医、指導医の資格停止(1～5年)、資格停止中は更新申請不可

4 不正が組織的に行われたときは、研修施設の資格取消し又は停止（1～5年）

（改 廃）

第21条 本細則の改廃は、委員会の発議により規程検討委員会の協議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本細則は、2020年10月4日から施行する。

2 本細則の経過措置として1年間の暫定期間を設ける。

3 本会認定医制度施行細則は、2021年10月3日をもって廃止する。

4 暫定期間中に新規に専門医の認定を申請する者は、本会認定医制度施行細則を適用し、更に別に定める専門医認定基準適合試験により合否判定を行う。

5 暫定期間中に新規に指導医の認定を申請する者の資格については、本細則第6条第3号において専門医を認定医に読み替える。

6 本制度発足後5年間は、指定された研修施設において取得した業績は必要年数を遡って認める。

7 本細則は、2021年3月18日から一部改正施行する。

8 本細則は、2022年6月18日から一部改正施行する。

9 本細則は、2024年9月16日から一部改正施行する。